

北斗市雇用促進補助金のご案内

○北斗市雇用促進補助金とは○

北斗市に居住する高齢者、ひとり親家庭の母等、障がい者、発達障がい者等の就職困難者を継続雇用した中小企業事業主に対し、国の特定求職者雇用開発助成金に**市が上乗せして補助金を支給**します。

補助金額

国の特定求職者雇用開発助成金の支給1回につき、市が10万円を支給します。

※ 雇用保険法施行規則第110条第3項に規定する短時間労働者に該当する場合は、5万円（一週間の所定労働時間が、20時間以上30時間未満である者）

補助対象事業者

次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 次の特定求職者雇用開発助成金の支給決定（※1）を受けた中小企業事業主（※2）であること
ア 特定就職困難者コース助成金
（雇用保険法施行規則第110条第2項第一号イ（1）から（6）に該当する者の雇用に関するものに限る。）
イ 生涯現役コース奨励金
ウ 発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース助成金

- (2) 市内に事務所、店舗又は工場（以下「事業所等」という。）を有しており、対象労働者が勤務する事業所等が市の区域内に所在すること。

- (3) 対象労働者が市の区域内に居住するものであること。

※1 対象労働者に対して複数回の助成金の支給決定がある場合は、支給決定されることに補助金の申請を可能とする。

※2 資本金の額又は出資の総額が3億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については5千万円、卸売業を主たる事業とする事業主については1億円）を超えない事業主及びその常時雇用する労働者の数が300人（小売業を主たる事業とする事業主については50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については100人）を超えない事業主をいう。

申請について

申請期限は国の助成金の支給決定日の翌日から起算して60日以内または当該年度の3月末日のいずれか早い日となっています。

申請に必要な書類は下記のとおりです。

- (1) 北斗市雇用促進支援補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- (2) 助成金の支給決定通知書の写し
- (3) 申請者が個人である場合にあっては住民票、法人である場合にあっては履歴事項全部証明書等の写し（助成金の支給決定における支給対象期の期間、本市に所在していることが分かる部分）
- (4) 対象労働者の住民票（助成金の支給決定における支給対象期の期間、対象労働者が継続して本市に居住し、住民基本台帳法に基づく記録をされていることが分かる部分）
- (5) 申請者名義の振込口座の通帳の写し
- (6) 本人確認書類の写し（個人事業者に限る。）
- (7) 申請者名義の振込口座の通帳の写し

※国の助成金についてはハローワーク函館へお問合せ下さい。

ハローワーク函館 0138-26-0735

【参考】特定求職者雇用開発助成金 制度紹介URL

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/tokutei_konnan.html

【お問合せ先】

北斗市経済部水産商工労働課

TEL：0138-73-3111【内線285～287】 FAX：0138-73-1415